

留萌地域森林計画 変更計画書

(留萌森林計画区)

計画期間 自 令和 4年4月 1日
至 令和14年3月31日

(令和4年12月27日変更)
(令和5年12月26日変更)

北 海 道

計画変更の理由と始期

1 変更理由

次の理由により地域森林計画を変更する。

- (1) 全国森林計画の策定（令和5年10月13日閣議決定）に伴う、内容見直しによる。
- (2) 計画の対象とする森林の区域の異動による。
- (3) 林道の開設等に関する計画数量等の見直しによる。

2 変更始期

令和6年4月1日から適用する。

I 計画の大綱

1 森林計画制度について

(1) 森林計画制度とは

森林は、水源の涵養や水害の防止、木材の生産、土砂流出・崩壊などの災害の防止、気象・騒音の緩和や大気浄化、野生生物の生息地域の提供、レクリエーション施設や保健教育的活動の場の提供などいろいろな面で人々の生活と深く関わっています。また、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っています。

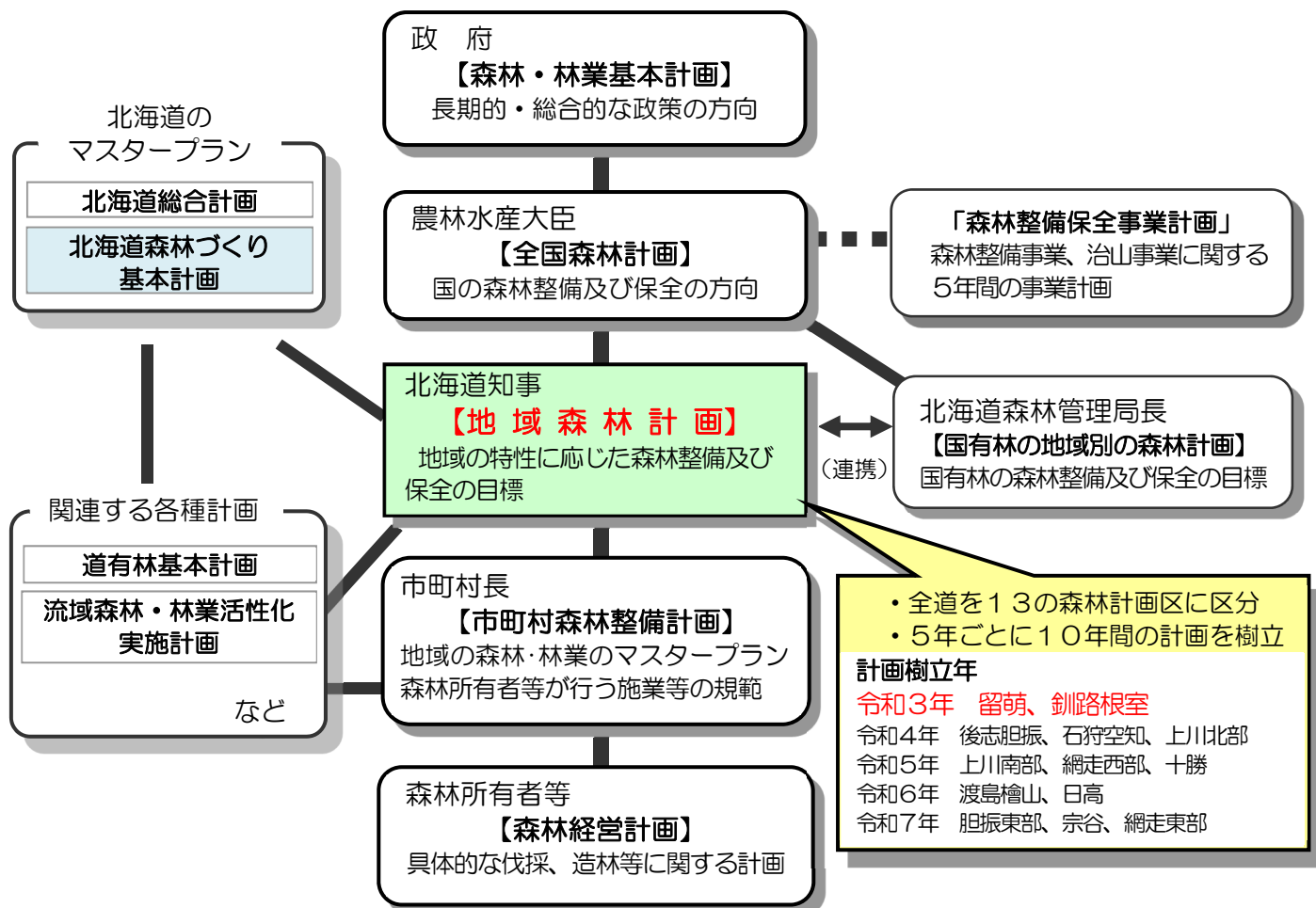
しかし、森林の造成には長い年月を必要とし、一度荒れてしまった森林は回復が容易ではありません。したがって、森林に対する無責任な扱いによる様々な問題を発生させないため、法律や制度などによる計画的な森林づくりのルールが必要となります。

このことから、計画的・長期的な視点に立ち、森林を適切に管理・育成することを目的に「森林計画制度」が設けられています。

(2) 森林計画制度の体系

森林づくりは、森林・林業をとりまく環境や森林資源の内容に応じてその方法は異なり、さらには、地域の特色を活かしてきめ細かく計画することが重要です。

このことから、森林計画制度は、それぞれの行政・地域レベルで整合性を保ちながら、効果的な施策を実施するため、国から森林所有者等までの段階的な体系となっています。



(3) 地域森林計画とは

地域森林計画は、森林に関する国の森林整備及び保全の方向を示す「全国森林計画」に即して都道府県がたてる計画であり、百年先を見据えた北海道の森林づくりに関するマスタープランである「北海道森林づくり基本計画」などの各種関連計画を踏まえ、地域の特性に応じた森林整備及び保全の目標等と

ともに、地域の森林・林業のマスタープランである「市町村森林整備計画」に記載する森林施業等の規範となる事項の指針を示しています。

(4) 森林計画と関わりのある制度

森林計画制度を推進することにより、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進が図られ、また、森林施業の共同化や林業労働力の確保、事業量の安定確保、機械化の推進など、地域林業の振興に大きく貢献することができます。

このことから、森林計画制度は、地域の特性に応じた森林づくりを計画的に進めていくため、森林を守り育てる様々な制度と密接に関わっています。

<保安林制度>

わたしたちの暮らしに必要な水を貯え、土砂崩れなどの災害防止といった重要な役割を果たしている森林を保護し、管理するための制度です。

地域森林計画では、計画期間における保安林の指定計画や既に指定している保安林の伐採などの施業方法について記載しています。

<林地開発許可制度>

無秩序な森林の開発による災害の発生や環境の悪化を防止するため、地域森林計画の対象となっている森林に一定の制限を加える制度です。

1ha（太陽光発電設備は0.5ha）を超える森林の開発を行おうとするときは、北海道知事（市町村へ権限移譲した場合は移譲市町村長）の許可が必要となります。

<伐採及び伐採後の造林の届出制度>

森林所有者等が、地域森林計画の対象となっている森林を伐採する場合には、あらかじめ市町村長に伐採方法や伐採後の造林方法を記載した届出書を提出する必要があります。

森林の伐採、造林などの施業が、市町村森林整備計画に従って適正に行われることを目的に設けられています。

<森林の土地の所有者届出制度>

地域森林計画の対象となっている森林について、売買や相続・贈与・譲渡及び買収などにより新たに森林の土地の所有者となった場合には、市町村長にその旨の届出をしなければなりません。

<森林整備補助制度>

森林は、私的財産としての存在にとどまらず、水資源の確保や災害防止などの公益的な役割を持つ公的財産であるといえます。

そこで、一定の要件を満たす植栽や下刈り、間伐、森林作業道などの森林づくりに必要な費用に対して公的な補助制度が設けられています。

森林経営計画を作成し、計画的に施業を実施している場合は、補助の対象となります。

<森林整備地域活動支援交付金制度>

森林経営計画の作成促進、境界の明確化や既設路網の簡易な改良等をするために行う活動を対象として、交付金を交付する制度が設けられています。

<林業金融・税制制度>

林業経営に関わる植栽、きのこ等の生産、木材の生産・流通などに必要な事業資金・設備資金・運転資金の低利融資制度のほか、相続税等税制上の特例措置が設けられています。

森林経営計画の認定を受けた森林所有者等は、日本政策金融公庫などの低利融資、所得税や相続税等の税制上の特例を受けることができます。

<共有者不確知森林制度>

共有林の伐採は共有者全員の合意が必要ですが、所有者の一部が所在不明の場合、伐採することができません。そこで、その所在不明所有者の持ち分について、他の共有者へ移転させることで立木の伐採及び伐採後の造林ができるようになります。

<森林経営管理制度>

自ら経営管理を行うことが難しい森林所有者から、意欲と能力のある林業経営者へ、市町村が仲介役となって経営管理の委託を行い、森林の経営管理の集積・集約化を進めるための制度です。

また、それができない森林の経営管理は市町村が自ら行うことができます。



2 森林の持つ機能とその区域について

(1) 森林の機能（森林のはたらき）について

森林の持つ機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能及び木材等生産機能に分類されます。このうち人々の生活や周囲の環境に広く寄与する水源涵養機能から地球環境保全機能までの7つのはたらきは、「森林の公益的機能」と呼ばれています。

なお、地球環境保全機能は二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、森林の区域の設定の対象とはしないこととします。

～清らかな水を供給する（水源涵養機能）～

森林の土壌は雨水を蓄え不純物をろ過する働きがあります。水枯れや洪水を防ぎながら、きれいな水を与えてくれます。（湧水緩和、水質浄化、洪水緩和）



～土砂崩れを防ぐ（山地災害防止機能/土壤保全機能）～

森林は大地にしっかりと根を張り、土砂の流出や山崩れを防いでいます。川や海を汚さず、住宅や道路などを守ります。（土砂流出・崩壊防止、なだれ防止等）

～快適な生活環境をつくる（快適環境形成機能）～

木々の葉は、空気をきれいにし、さらに強風や飛砂、騒音などから生活を守ってくれます。（気象緩和、風害防止、大気浄化等）



～森林とふれあう（保健・レクリエーション機能）～

私たちが森林浴やキャンプをする場所を提供し心と身体を健康にしてくれます。（レクリエーション・保健休養の場の提供等）

～優れた自然景観と文化にふれあう（文化機能）～

史跡、名勝や天然記念物など一体となって優れた自然景観や歴史的風致を持った森林は、私たちに心の潤いをもたらしてくれます。

（自然景観・歴史的風致の提供）



～野生生物のすみか（生物多様性保全機能）～

森林は野生生物のすみかであり、多様な生物が共存しながら生育・生息しています。

（野生生物等、生物多様性の保全）

～暮らしに活かす木の文化（木材等生産機能）～

私たちの生活に欠かせない建築資材や紙などの原料となる木材資源を供給します。

（木材生産、特用林産物等の生産）



「木が元気に育つために」

森林の樹木や草花が元気に育つためには太陽の光が必要です。しかし、木がうっそうと茂っていても太陽の光が地面まで届かず、樹木の下にある草花は育つことができません。長年生き続けた老木や枝と枝がぶつかり合った木を伐り、太陽の光が地面まで届く明るい森林をつくることで、すべての若木や草花が元気に育つことができます。

また、伐られた木は、家を建てる時の材料や紙などへ姿を変え、我々の生活に役立ち、一度使われた木材や紙は、リサイクルすることで再び紙などへ姿を変え使うことができます。

「植えて育てて、伐って使って、また植える」という森林づくりのサイクルを繰り返し行い、その途中で生産される木材を有効に使うことで、森林は健康な状態のままで生き続けることができます。



(2) 発揮を期待する機能に応じた森林の区域について

森林の各機能が総合的かつ高度に発揮されるように整備及び保全するためには、地域の方々の理解と参加が得られるように、森林を守り育てる基本的な方針や方法を分かりやすく示すことが重要です。

このため、地域森林計画では森林の持つ様々な機能を高度に発揮させるため、森林を主に「水源^{かん}涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」、「木材等生産林」の5つの区域に分類し、それぞれの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導することとしています。

| 発揮を期待する機能 | | 発揮を期待する森林に応じた森林の区域 | 森林の区域に応じた目的 |
|---|-------------------------|----------------------|--|
|  | 水源 ^{かん} 涵養機能 | 水源 ^{かん} 涵養林 | ○良質な水資源の安定供給の確保 |
| | | 水資源保全ゾーン | ○水道取水施設等の上流域の保全 |
|  | 山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能 | 山地災害防止林 | ○土砂の流出・崩壊の防備など災害に強い国土基盤の形成 |
|  | 快適環境形成機能 | 生活環境保全林 | ○居住地や農地周辺における風害・騒音などの影響を緩和し、地域の快適な生活環境を形成 |
|  | 保健・レクリエーション機能 | 保健・文化機能等維持林 | ○森林とのふれあいを通じた憩いと学びの場の提供 ○自然景観・歴史的風致の提供 ○生物多様性の保全 |
|  | 文化機能 | 生物多様性ゾーン | 水辺林タイプ ○河川や湖沼周辺の生物多様性の保全 |
|  | 生物多様性保全機能 | | 保護地域タイプ ○貴重な森林生態系を維持している地域の保全 |
|  | 木材等生産機能 | 木材等生産林 | ○木材等の持続的・安定的・効率的な供給 |
| | | 特に効率的な施業が可能な森林 | ○特に木材等の持続的・安定的・効率的な供給 |

| 望ましい姿 | 基本方針 |
|--|---|
| ○浸透、保水能力の高い土壌を有している森林 | ○伐採に伴う裸地の縮小及び分散を図る施業を推進し、良質な水を安定供給します。 |
| ○浸透、保水能力の高い土壌を有し、下層植生や樹根が発達した多様な樹種、複数の階層からなる森林 | ○裸地の縮小及び分散、植栽による機能回復及び濁水発生の回避を図るなど、良質な水の安定供給に特に配慮した施業を推進します。 |
| ○下層植生や樹根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 | ○林床の裸地化の縮小及び回避を図るとともに、地形・地質等の条件に応じた施業を推進し、災害に強い地域環境を形成します。 |
| ○樹高が高く枝葉が多く茂るなど、遮蔽能力や汚染物質の吸収力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林 | ○風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持し、地域の快適な生活環境を保全します。 |
| ○住民等の憩いと学びの場を提供している森林、自然景観・歴史的風致等を構成している森林であって精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林、生物多様性を保全する森林 | ○保健・レクリエーション機能の向上、自然景観・歴史的風致の維持・形成、生物多様性の保全機能の向上等を図る多様な施業を行います。 |
| ○多様な樹種・樹齢からなり、野生生物の生育・生息に適し、土砂・濁水等の流入制御に寄与している森林 | ○河川、湖沼周辺において、生物多様性の保全及び濁水発生の回避を図る施業を行います。 |
| ○針広混交林等、希少な野生生物の生育・生息に適している森林 | ○希少な野生生物の生育・生息地確保を図るため、原生的な森林の保全に配慮した施業を行います。 |
| ○生育に適した土壌等を有し、成長量が大きく、林道等の基盤施設が整備されている森林 | ○適切な造林・保育・間伐や施業の集団化・機械化による効率的な整備を推進し、木材等を持続的・安定的・効率的に供給します。 |
| ○特に生育に適した土壌等を有し、成長量が大きく、林道等の基盤施設が整備されている森林 | ○設定区域においては、伐採後に原則、植栽による更新を行います。 |

3 計画区の概況

(1) 地域の概要

地勢：北海道の北西部に位置し、天売島・焼尻島を有する西部は日本海に面し、北部から南部にかけては天塩山地、増毛山地が連なり、北部は天塩平野につながる。中南部では海岸近くまで丘陵が迫り、河川沿いに平坦地が分布する。

気候：年平均気温約 7.7℃、年間平均降水量約 1,171mm
年最深積雪約 275cm

緯度の割に温暖であるが、北部と南部では年平均気温で約 2℃の差がある。冬は北西の季節風が強くなり、風速 20m 以上となる日も珍しくない。

構成：1 市 6 町 1 村

人口：約 43 千人（令和 2 年国勢調査速報） 全道の 1%

産業：（農 業）南北で異なる自然条件を生かし、水稻・畑作物・野菜・果樹・酪農などバラエティーに富んだ農業が営まれる。

（漁 業）沿岸ではホタテ稚貝養殖、タコ・ヒラメ漁業、沖合ではエビ漁業が盛んである。

（その他）強い季節風を活かし、大型の風力発電施設が設置されている。

夏には各地の海水浴場、天売・焼尻島に多くの観光客が訪れる。



（暑寒別岳）



（管内の風力発電）

(2) 森林・林業の概要

森林面積^(注1)：総土地面積の 83% の 286 千 ha
（国有林含む）

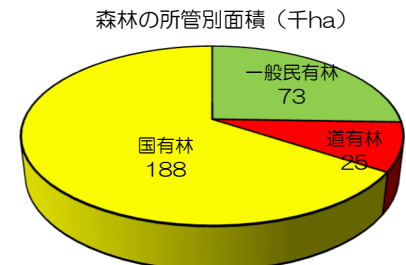
民有林面積^(注2)：98 千 ha（計画区の森林の 34%）

民有林蓄積^(注2)：12,098 千 m³
ヘクタール当たり蓄積は 123m³
（全道では 157m³）

伐採材積^(注2)：全道の 2.3% の 93 千 m³（うち民有林 49%）

（注 1）令和元年度北海道林業統計

（注 2）令和 2 年度実績（北海道調べ）



※四捨五入のため森林面積合計と一致しない

(3) 林業事業体等の概要

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

| 区 分 | 森林組合 | 造林業 | 素 材 生産業 | 木材・木製品製造業 | | |
|-----|------------|-----|------------|-----------|--------------|-----|
| | | | | 製 材 | チップ | その他 |
| 留 萌 | 4 (0) | 8 | 9 | 1 | 2 (1) | 0 |
| 全 道 | 79 (47) | 386 | 376 | 164 | 197 (150) | 73 |

（注 1）森林組合の()は中核森林組合で内数、チップの()は製材との兼業で内数である。

（注 2）その他は、合単板、集成材、フローリング、プレカットの工場である。

（注 3）単位は森林組合・造林業・素材生産業が事業体数、木材・木製品製造業が工場数である。

4 前計画に対する実績及びその評価

前半5カ年（平成29年度～令和3年度）の計画量及び実績見込みについては次のとおりです。

| 計画事項 | 区分 | 前計画 | 実績 (見込み) | 実行率 | 備考 | |
|----------|---------|---------------------|---------------------|-------|------|--|
| 伐採立木材積 | 主伐 | 168 千m ³ | 93 千m ³ | 55 % | | |
| | 間伐 | 361 千m ³ | 184 千m ³ | 51 % | | |
| | 計 | 529 千m ³ | 277 千m ³ | 52 % | | |
| 造林面積 | 人工造林 | 1,189 ha | 851 ha | 72 % | | |
| | 天然更新 | 1,508 ha | 529 ha | 35 % | | |
| | 計 | 2,697 ha | 1,380 ha | 51 % | | |
| 間伐面積 | 間伐 | 10,413 ha | 3,858 ha | 37 % | | |
| 林道 | 開設 | 21.8 km | 19.6 km | 90 % | | |
| | 拡張 | 舗装 | — km | — km | — % | |
| | | 改良 | 6 箇所 | 2 箇所 | 33 % | |
| 保安林の指定 | 保安林指定面積 | 248 ha | 380 ha | 153 % | | |
| 治山事業の数量 | 施工地区数 | 12 箇所 | 17 箇所 | 142 % | | |
| 要整備森林の指定 | 指定箇所数 | — 箇所 | — 箇所 | — % | | |

- 主伐及び間伐は、地域での原木需要が低く、管外への運搬費が掛かり増しとなることなどから、森林所有者の経営意欲が低下しているほか、所有者不明の森林もあるなど、施業が進まず、計画を下回りました。
- 人工造林及び天然更新は、主伐が進まず、更新すべき森林が少なくなったことから計画を下回りましたが、伐採跡地については適確に更新が進められています。
- 林道は、改良で後期計画に繰り越した箇所があり、計画を下回ったものの、開設ではおおむね計画どおり実行されました。
- 保安林の指定は、計画期間内の指定が進んだため計画を上回りました。

5 計画区の現状・課題と取組

本計画区は、日本海に沿って南北に細長く、管内全ての市町村が海に面しており、大小多くの河川が日本海に注いでいます。そのため、異なる自然条件など、地域の特性を活かし、南部では果樹、中南部では稲作や畑作、北部は酪農といったバラエティーに富んだ農業やエビ・タコ・ホタテ漁などの水産業が古くから盛んに行われています。

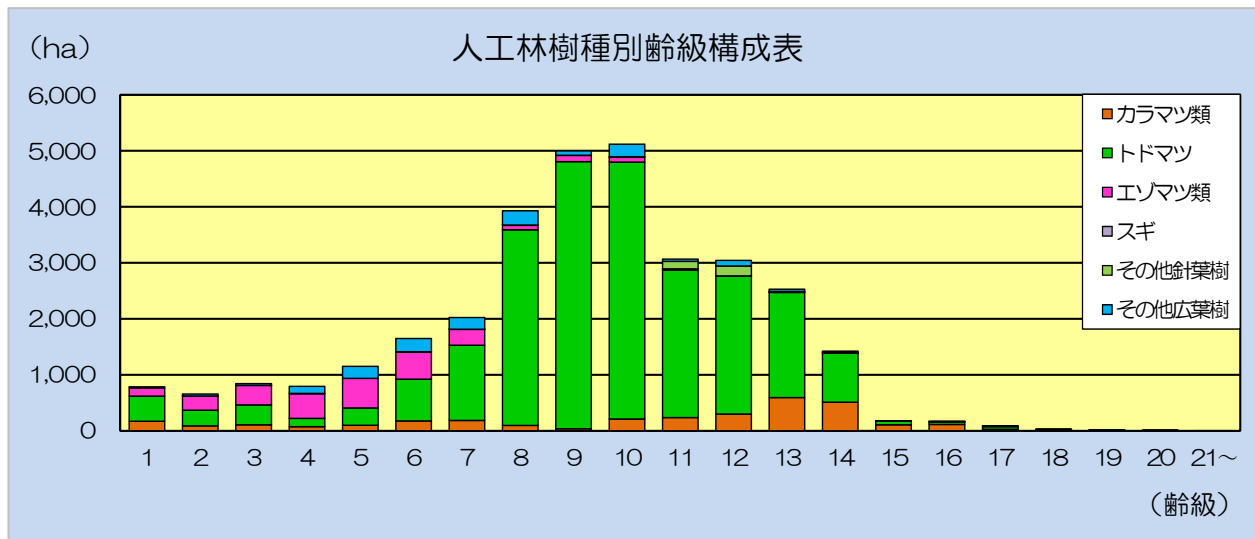
管内の私有林は、人工林が33%、天然林が62%、無立木地等が5%で、過去の大規模な伐採や山火事、強風等の厳しい気象条件などにより生育の良くない林分が多く、平均蓄積は123 m³/haと全道平均157 m³/haを下回っています。

また、人工林の樹種別面積割合をみると、トドマツが全体の75%を占めており、次いでカラマツが10%、アカエゾマツが9%となっています。年齢構成では、8～10年齢級に多く分布しており、トドマツでは85%、カラマツでは77%の林分が主伐期を迎えており、今後も、利用可能な資源量の増加が見込まれています。

一方、木材産業については、管内には製材工場などの加工工場が少なく、工場規模も小さいことから、生産された丸太の多くが管外、道外等に移出されています。また、人工乾燥材や集成材を生産する工場もないため、地域で生産した木材の地域内での利用が進みにくい状況にあります。

こうした中、厳しい気象条件等により林木の生長が良くないことや木材価格の低迷等による林業採算性の悪化などから、小規模な森林所有者を中心に森林づくりに対する意欲や関心が薄れ、今後、間伐や植栽等の実施の見送りにより、森林の持つ多面的な機能の発揮や森林資源の有効活用がされないことが懸念されます。

森林と他産業との関わりは強く、農業では農業用水の安定供給や強い季節風から耕地を守る防風効果、水産業では湖沼や海域に注ぐ河川の水質保全など、森林に期待される機能も多岐にわたっていることから、地域の森林所有者や森林・林業・木材産業関係者、国、道、市町村などの協働により、間伐等の森林整備と地域材利用を計画的に進めていく必要があります。



【計画的な伐採・造林】

本計画区の人工林では、トドマツを中心に主伐期を迎える森林が増加する一方で、地域での原木需要が低いことから、管外への運搬費が掛かり増しとなり、所有者への負担の増加や後継者不足による経営意欲の低下、また、全道に比べ路網の整備が低位な地域であり、森林の伐採が進んでいません。そのため、森林の更新が進まず、森林が持つ公益的機能や人工林資源の持続的な活用が懸念されています。

今後は、森林経営管理法に基づく意向調査を実施、さらなる森林経営計画の作成を促進し、施業の集約化により施業コストを抑え、計画的な伐採と着実な造林を推進するとともに、未施業林分や施業が遅れている林分、自然条件が厳しく木材生産機能の発揮が難しい林分についても、適切な施業を行い、公益的機能の発揮が期待される森林へ誘導していくこととします。

また、本計画区では、るもい森林認証協議会が設立、市町村や森林組合が中心となって森林認証取得に向けた取り組みを進めており、地域の森林管理レベルの向上や森林資源の有効利用と生物多様性の保全を両立させた持続可能な森林の管理・経営を図ることとしています。



（高性能林業機械による伐採）

【路網整備の推進】

本計画区では、地形が急峻である地域もあり、路網密度は全道平均を下回っています。

今後は、地形や地質などの自然条件や、集落からの距離などの社会的条件が良い森林において先行的に路網を整備し、効率的・計画的な伐採と着実な再造林を進めることが必要です。

また、所管を超えた森林整備協定による路網の共用や維持、補修等を行うことにより、施業の効率化や低コスト化を図るため、官民が連携し、一体となった森林施業に努めることとするほか、ICT等を活用した路網整備方法についても、あわせて検討していく必要があります。



（林業専用道）

【担い手の育成・確保】

本計画区では、他計画区と比べて林業労働者が少なく、50歳以上が6割を占めており、若い林業労働者率が低い状況となっています。今後、増加が見込まれている事業量へ対応するためには担い手の育成・確保や造林、保育等の作業の軽労化や省力化の取り組みなどの対策が必要となります。

このため、地域の教育関係者や林業関係者から構成される「留萌地域担い手確保推進会議」が平成29年に設立され、担い手の育成・確保に向けた取り組みを進めています。

さらに、令和2年度には、林業・木材産業の即戦力となり、将来的に企業等で中核を担う、地域に根ざした人材を育成するため、「北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）」が開校しました。北森カレッジでは、全道各地で学生の実習やインターンシップを行うこととしていることから、実習フィールドの確保や学生の受け入れに協力するとともに、育成された人材を確保できるよう本地域の魅力の発信などに取り組んでいきます。

また、これらの取り組みのほか、ファン付きジャケットやコンテナ苗、下刈り機械などの導入による軽労化や省力化について、検討しながら担い手の育成・確保を図ります。



（コンテナ苗植栽の様子）

6 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 北海道森林づくり条例等との整合

北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かにひろがり、清らかな水を貯え、野生生物の生育・生息の場となるとともに、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する等、わたしたちにとってかけがえのない貴重な財産となっています。

このような森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、林業活動や山村地域等の活性化を図りながら、道民との協働による森林づくりを進め、広大な大地にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り育て、将来の世代に引き継がなければなりません。

道では、このような考え方から「北海道森林づくり条例」を制定するとともに、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「北海道森林づくり基本計画」を策定しています。

このことから、地域森林計画の基本的な方針の設定に当たっては、北海道森林づくり条例に定める基本理念及び北海道森林づくり基本計画の長期的な目標（めざす姿）を踏まえ、地域の森林・林業・木材産業の状況、地域経済、産業など自然的・社会的な地域の特徴を踏まえたくて樹立することとします。

～条例の基本理念～

- 長期的な展望を持ち、地域の特性に応じた森林づくり
- 林業及び木材産業等の健全な発展を通じた森林づくり
- 道民、森林所有者、事業者及び道との協働による森林づくり

～基本計画の長期的な目標（めざす姿）～

- 百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じて、「水源涵^{かん}養林」「山地災害防止林」「生活環境保全林」「保健・文化機能等維持林」「木材等生産林」に区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進めます。
- 適切な森林管理に基づく森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。
- 道民との協働による森林づくりに向けて、木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育む「木育」が道民に定着することをめざします。

(2) 地域の方々などの意見把握と計画への反映

計画の樹立に当たっては、検討段階から地域の方々から森林づくりに対する関心や理解をより深めてもらう取組が必要です。

このため道では、計画を樹立する地域において市町村への事前アンケートや「地域森林づくり検討会」を通じて、地域の方々から、森林づくりの重要性や森林計画に関する意見の把握に努め、この結果を計画に反映しています。

このうち「地域森林づくり検討会」では、地域での課題や森林づくりの方向性、取組等に関する地域の関係者や森林所有者、住民の方々の意見・提案を聞くために検討を行い、森林・林業・木材産業の現状についての認識を深めていただいた上で意見交換を行っています。

また、地域森林計画の原案が完成した段階で、再度、地域の方々の意見・質問を伺っています。

さらに、施業方法等の技術的な課題については、専門的知識が必要であることから、研究者などの学識経験者と意見交換を行い、「市町村森林整備計画」に記載する森林施業の規範となる事項の見直しを行うこととしています。

7 本計画区の目標

(1) 森林の機能に応じた望ましい森林の姿

木材の安定供給や森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を次のとおり定めます。

【森林の誘導の考え方】

○育成単層林

木材等生産機能の発揮が求められる森林において、皆伐再造林を計画的に実施します。

また、公益的機能の発揮が特に求められる一部の森林は、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入や植栽により育成複層林へ誘導します。

○育成複層林

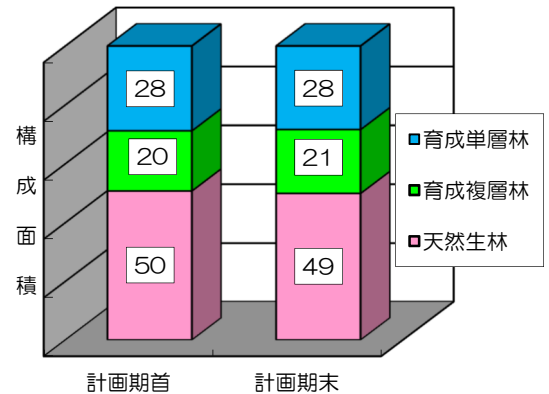
抜き伐り等の部分的な伐採を実施した後、植栽等により更新し、間伐などの保育を計画的に実施し、公益的機能の高度発揮を図ります。

○天然生林

自然の推移にゆだね森林を維持し、公益的機能の高度発揮を図ります。

また、適切な森林施業を行う必要がある一部の森林は、育成複層林へ誘導します。

森林の区分別面積（千ha）



注1 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林をいいます。

注2 育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させる森林をいいます。

注3 天然生林：主に自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいいます。



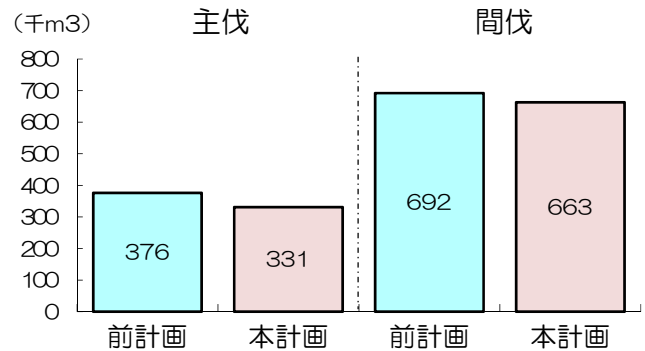
(2) 計画事項の概要

森林の機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、伐採、造林、間伐について、次のとおり計画します。

ア 伐採計画について

(単位 材積：千 m^3)

| 区分 | 前計画 | 本計画 |
|----|-------|-----|
| 主伐 | 376 | 331 |
| 間伐 | 692 | 663 |
| 計 | 1,068 | 994 |



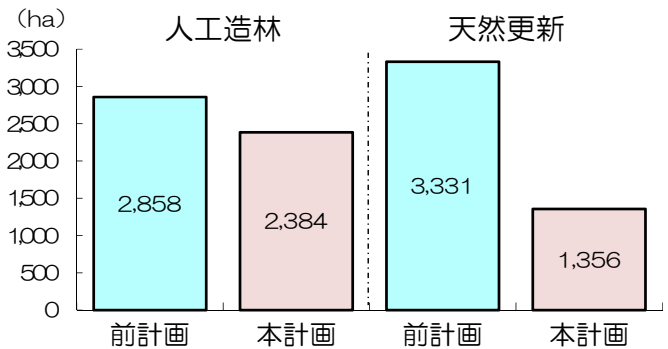
〈基本的な考え方〉

- ・主伐は、人工林の主伐対象資源が増加するものの、成長が芳しくないことや実績などを踏まえて見直したことから、前計画を下回る計画。
- ・間伐は、人工林が主伐期に移行し、対象となる人工林は減少することから、前計画を下回る計画。

イ 造林計画について

(単位 面積：ha)

| 区分 | 前計画 | 本計画 |
|------|-------|-------|
| 人工造林 | 2,858 | 2,384 |
| 天然更新 | 3,331 | 1,356 |
| 計 | 6,189 | 3,740 |



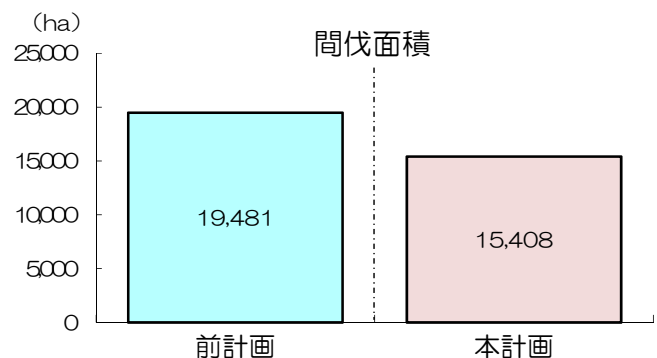
〈基本的な考え方〉

- ・人工造林は、主伐量の減少に伴い、更新面積が減少することから、前計画を下回る計画。
- ・天然更新は、前期の実績を踏まえ、天然林における育成複層林への誘導ペースを見直したことから、前計画を下回る計画。

ウ 間伐計画について

(単位 面積：ha)

| 区分 | 前計画 | 本計画 |
|----|--------|--------|
| 間伐 | 19,481 | 15,408 |



〈基本的な考え方〉

- ・間伐面積は、人工林が主伐期を迎え、間伐の対象となる森林面積が減少したことから、前計画を下回る計画。